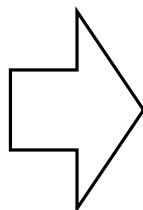


令和7年6月1日より「標準請負金額の引き上げ」と 「従前の等級に留まる制度の導入」を実施します。

1 標準請負金額の引き上げ

昨今の人件費や物価高騰に伴い、国は令和7年4月に工種別発注標準（標準請負金額）の引き上げを行っており、今後も建設コストの上昇が見込まれるため、本市でも令和7年6月1日より標準請負金額を引き上げることとします。

工種	令和5・6年度名簿	
	格付	(旧) 標準請負金額
土木	A	5,000万円 以上
	B	1,000万円 以上 6,000万円 未満
	C	2,500万円 未満
	D	1,000万円 未満
	計	
港湾	A	6,000万円 以上
	B	1,000万円 以上 1 億円 未満
	C	3,000万円 未満
	計	
建築	A	6,000万円 以上
	B	1,500万円 以上 8,000万円 未満
	C	4,500万円 未満
	D	1,500万円 未満
	計	
電気	A	1,200万円 以上
	B	3,000万円 未満
	C	1,200万円 未満
	計	
管	A	1,200万円 以上
	B	3,000万円 未満
	C	1,200万円 未満
	計	
舗装	A	1,000万円 以上
	B	3,500万円 未満
	C	1,000万円 未満
	計	
造園	A	1,000万円 以上
	B	2,000万円 未満
	C	1,000万円 未満
	計	
水道施設	A	1,200万円 以上
	B	500万円 以上 2,500万円 未満
	C	1,200万円 未満
	D	500万円 未満
	計	



工種	令和7・8年度名簿	
	格付	(新) 標準請負金額
土木	A	6,000万円 以上
	B	1,200万円 以上 7,000万円 未満
	C	2,900万円 未満
	D	1,200万円 未満
	計	
港湾	A	7,000万円 以上
	B	1,200万円 以上 1 億2,000万円 未満
	C	3,500万円 未満
	計	
建築	A	7,000万円 以上
	B	1,800万円 以上 9,500万円 未満
	C	5,500万円 未満
	D	1,800万円 未満
	計	
電気	A	1,400万円 以上
	B	3,500万円 未満
	C	1,400万円 未満
	計	
管	A	1,400万円 以上
	B	3,500万円 未満
	C	1,400万円 未満
	計	
舗装	A	1,200万円 以上
	B	4,000万円 未満
	C	1,200万円 未満
	計	
造園	A	1,200万円 以上
	B	2,300万円 未満
	C	1,200万円 未満
	計	
水道施設	A	1,400万円 以上
	B	800万円 以上 2,900万円 未満
	C	1,400万円 未満
	D	800万円 未満
	計	

※年平均完成工事高(等級別格付基準)について

格付にあたっては、一部の等級において標準請負金額の下限の2倍以上である「年平均完成工事高」(以下、「完工高」という。)を要件に定めています。

完工高は、過去2年間の実績を問うものであることから、令和7・8年度入札参加資格では、標準請負金額の引き上げに伴う完工高の引き上げは行わず、令和5・6年度の金額に据え置き、等級を決定することとしました。

なお、今回の令和9・10年度入札参加資格では、標準請負金額引き上げ後の実績が基準となるため、等級別格付基準における完工高の引き上げを行う予定です。

2 従前の等級に留まる制度の導入

令和7・8年度入札参加資格申請から「技術者カード」の登録を廃止したことにより、令和5・6年度までは技術者要件を満たさず等級が下がっていた事業者の方が、今回から上位の等級に格付されることがあります。

今回、上位の等級となった事業者の方で、従前の等級を希望される場合は、次のとおり届出を行うことにより、等級の変更を認めることとします。

【届出可能な例】

令和5・6年度「土木C」 → 令和7・8年度「土木B」
届出により「土木C」へ変更可能

※従前の等級が下位の等級である場合のみ届出をすることができます。

上位等級への変更は認められません。

(1) 届出方法

希望する事業者の方は、ホームページ上にある届出書を作成のうえ、契約制度課へ提出してください。

届出期間は、入札参加資格の有効期間開始日から原則1ヶ月とします。

(2) 結果通知

届出書を受理後、申請月の翌月末までに結果通知書を郵送します。

等級の変更は、申請月の翌々月1日とします。

【問合せ先】

技術監理局契約制度課

093-582-2545